

## &lt;本通知のポイント&gt;

「まん延防止等重点措置」が令和3年(2021年)9月30日をもって解除されることが検討されていることを受け、9月9日付け教義第569号、教特第300号、教体第741号、教人第864号において、衛生管理マニュアルの「レベル3」に基づく対応としていたことを、10月1日以降は「レベル2」に基づく対応に変更することについてお知らせします。

教義第610号

教特第319号

教体第810号

教人第909号

令和3年(2021年)9月22日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置解除に伴う市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導について(通知)

新型コロナウイルス感染症に関して、本県に出されているまん延防止等重点措置が令和3年(2021年)9月30日(木)をもって解除されることが検討されています。

つきましては、令和3年(2021年)9月9日付け教義第569号、教特第300号、教体第741号、教人第864号を、令和3年(2021年)9月30日(木)をもって廃止します。

なお、解除後の感染対策については、令和3年6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.4.28 Ver.6)2021.5.28一部修正」のレベル2に基づき、引き続き感染防止に万全を期していただきますようお願いいたします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握願います。併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知をお願いします。

また、各学校においては、子供の健やかな学びを保障していくことや心身への影響等を踏まえ、今後の感染状況により臨時休業や分散登校等が必要となる場合を想定して、引き続き、オンライン等による学習支援体制の充実に努めてください。

おって、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

## 記

- 1 臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮等の実施については、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断すること。
- 2 学習活動については、感染リスクの低い活動から徐々に実施を検討し、特に、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動については、地域や学校の感染状況に応じて実施の可否を慎重に検討すること。
- 3 修学旅行や学校行事などについても、地域や学校の感染状況等を踏まえて、実施の有無を慎重に検討すること。

- 4 部活動における練習試合等及び大会参加については、以下のとおりとする。
- (1) 練習試合等（他校との交流活動を含む）について
- ① 県内での練習試合等は実施可とする。
  - ② 県外での練習試合等は、県外からの受け入れも含め、引き続き当面禁止とする。
- (2) 大会参加について（県外を含む）
- 公式大会は、次の①～③を遵守した上で、参加できるものとする。
- ① 遠征前から行うこと
    - ア 大会開催地（宿泊地を含む）の感染状況に関する最新情報を確認し、感染が流行している地域への移動は慎重に判断すること。なお、感染が流行している地域にやむを得ず移動する場合には、最大限の感染対策を講じること。
    - イ 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。
    - ウ 発熱等のかぜ症状等がある児童生徒は参加させないこと。
  - ② 遠征中に行うこと
    - ア 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。
    - イ 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。
    - ウ 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。
    - エ 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染対策を徹底すること。
  - ③ 遠征後に行うこと
    - ア 帰宅後2週間程度は、検温記録を確実に取るなど、遠征後の健康観察に努めること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること  
義務教育課 藤岡、松山、平野  
096-333-2688
- 特別支援学校及び特別支援学級に関すること  
特別支援教育課 前川、竹永  
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること  
体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 部活動に関すること  
体育保健課 濱本、鳴瀬  
096-333-2712  
義務教育課 塩村、小原  
096-333-2689
- 教職員に関すること  
学校人事課 平井、池田  
096-333-2695